

大阪府(改訂)

大阪府における学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針【概要】



～子どもたちの多様な活動機会の確保と学校の働き方改革の実現をめざして～

「改革推進期間（R5～7年度）」が終わり、**新たに「改革実行期間（R8～13年度）」がスタート**するうえで示された国ガイドラインを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関して、大阪府としての考え方を示すもの**

※『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月 文部科学省）』を踏まえた府方針の改訂

「本方針改訂の趣旨・部活動改革の基本的な考え方等」

update

○ 新たにスタートした「改革実行期間」における部活動改革等に関して、国ガイドラインを踏まえ、将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することをめざし府の考え方を示す。

○ 本方針は、義務教育である中学校の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。（「Ⅰ 学校部活動」は高等学校にも適用）

◆ 部活動改革の基本的な考え方・方向性

「概要」

- 改革の理念
- 取組みの類型・名称（地域展開・地域連携）
- 改革の方向性（基本的方針、改革期間、取組方針）

Ⅰ 学校部活動

update

◆ 学校部活動の位置づけと活動にあたって遵守すべき事項

学校部活動は、学校教育の一環として実施される教育課程外の活動であり、その教育的意義は大きく、その設置・運営は学校の判断により行われるもの。

「概要」

- 教員の関与について、法令等に基づく業務改善や勤務管理
- 部活動指導員や外部指導者の確保
- 心身の健康管理・事故防止の徹底
- 体罰(暴力)・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
- 休養日：週あたり2日以上の設定（平日1日、週末1日）
- 活動時間：平日2時間程度、休業日は3時間程度（高校は4時間程度）
- 府立高校における「部活動大阪モデル」の推進
- 学校や地域の状況に応じ、地域のスポーツ・文化芸術団体等の活用により、学校部活動の地域連携を推進

Ⅱ 地域クラブ活動

update

◆ 地域クラブ活動の位置づけと活動にあたって遵守すべき事項

学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出すること、地域クラブ活動の具体的な実施形態等は多様な形があり得るところであり、地域の実情に応じた適切な形態等で実施するもの。

「概要」

- 地域クラブ活動の在り方
 - ・ 認定制度（認定要件）に関すること
 - ・ 認定地域クラブ活動指導者に関すること（人材バンク、日本版DBS活用を含む）
- 地域展開の円滑な推進
 - ・ 推進体制の整備（役割分担、中学校等との連携）
 - ・ 各種対応（運営団体・実施主体、指導者、活動内容・場所、安全・安心 他）
- 関係団体等・大学・民間企業との連携

Ⅲ 地域クラブ活動への展開に向けた環境整備

update

◆ 地域の実情に応じた取組みの手法・留意すべき事項

各市町村におけるスポーツ・文化芸術振興の方向性や、地域に根付いたスポーツ・文化芸術の活動実態やその環境等を踏まえて、改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動における地域展開の実現をめざすうえで、学校部活動の地域連携・地域展開に向けた取組みをできるところから進めるもの。

「概要」

- 改革実行期間の前期（R8～10年度）における休日の地域展開等の着手や、改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動における地域展開の実現をめざすうえで必要となる環境整備を推進
- 府内における大会・コンクールの在り方
- 府・市町村における総合的・計画的な取組み 他